

診療・検査医療機関設備整備事業について

令和5年6月5日
地域医療連携課

1 目的

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に十分対応し、同感染症の疑い例を、診療体制等の整った医療機関に確実につなぐため、発熱患者等の診療に対応する診療・検査医療機関を確保することにより、国民の不安を軽減するとともに、まん延をできる限り防止することを目的とする。

2 補助対象事業者及び補助条件

令和5年9月30日までに新型コロナ感染症患者を診療した実績(疑い患者を含む)がある診療・検査医療機関

※診療実績は、必ず、医療機関等情報支援システム(G-MIS)にご入力ください。

県において、G-MISにより、診療実績を確認させていただきます。

※診療実績を確認できない場合には、補助金をお支払いできません。既に補助金を受領済みの場合は、補助金の返還が必要となります。

3 対象となる経費と設備

令和5年5月8日(又は5月8日以降の診療・検査医療機関の指定日)以降に生じた経費であり、9月30日までに納品・設置が完了するものに限ります。(補助率10/10)

(1)HEPAフィルター付空気清浄機(陰圧対応可能なものに限る)

(上限額:1施設当たり 上限 905,000円)

※空気清浄機本体に陰圧機能がついているもので、陰圧機能を使用する場合にのみ補助対象となります。

(2)HEPAフィルター付パーテーション(上限額:1台当たり 205,000円)

(3)個人防護具(上限額:1人当たり 3,600円)

(4)簡易ベッド(上限額:1台当たり 51,400円)

(5)簡易診療室及び付帯する備品(実費相当額)

※簡易診療室とは、テントやプレハブなど簡易的な構造をもち、緊急的かつ一時的に設置するものであって、新型コロナウイルス感染症疑い患者等に外来診療を行う診療室をいいます。

4 補助金の額

基準額(上記3(1)~(5))と対象経費の実支出額を比較して少ない方の金額を補助し

ます

5 補助金交付までの流れと申請書類

主体	内容	提出書類	申請期限
① 医療機関	県へ交付申請書の提出	(申請様式EXCELシートに入力) ・交付申請書(第1号様式) ・所要額調書(別紙3-1) ・事業計画書(別紙3-2) ・歳入歳出予算書抄本 ・購入予定物品一覧 ・個人防護具積算 ・補助条件確認書 ・整備理由書(各設備を複数整備する場合、過去に整備した設備を追加整備する場合) (上記と別に添付が必要な書類) ・見積書の写し等	令和5年9月30日(厳守)
② 県庁	医療機関へ交付決定通知書を送付		
③ 医療機関	事業完了後、県へ実績報告書の提出	(申請様式EXCELシートに入力) ・実績報告書(第5号様式) ・所要額精算書(別紙3-3) ・実績報告書(別紙3-4) ・歳入歳出決算書抄本 ・購入物品一覧 ・個人防護具積算 ・補助条件確認書 (上記と別に添付が必要な書類) ・納品書等(内訳及び金額がわかるもの) ・設備整備後の写真	事業完了後30日以内又は10月31日までのいずれか早い日 (例:令和5年8月7日に事業完了した場合は9月6日)
④ 県庁	県より補助金交付額確定通知を送付		
⑤ 医療機関	県へ請求書の提出	(申請様式EXCELシートに入力) ・補助金交付請求書(第6号様式) (上記と別に添付が必要な書類)	補助金交付額確定通知の受領後速やかに

		・金融機関等振込先通帳の写し	
⑥ 県庁	補助金の交付		

※交付決定後に①補助事業の内容に著しい変更がある場合、②補助対象経費に30%を超える変更がある場合は、実績報告書提出の前に変更承認申請書(第2号様式)を交付申請時に準ずる書類とともに県へ提出し、承認を受ける必要があります。

※また、事業を中止する場合は、中止(廃止)承認申請書(第3号様式)を提出してください。

※補助事業完了後に、補助金に係る消費税及び地方消費税にかかる仕入控除税額が確定した場合は、速やかに報告する必要があります。(第7号様式)

※補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合は、当該仕入控除税額を県に返還することになります。

6 申請方法

奈良県電子自治体共同運営システム電子サービス(e-古都なら)により申請をお願いします。

URL:https://apply.e-tumo.jp/pref-nara-u/offer/offerList_detail?tempSeq=31821

7 その他

補助事業の実施により取得した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号。以下「適正化令」という。)第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し又は廃棄することはできませんので、ご注意ください。

また、知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付していただくことがあります。

8 問い合わせ先

(お問い合わせの前に、申請にあたっての注意事項・Q&Aをご確認ください。)

奈良県地域医療連携課新型コロナ医療対策係 TEL:0742-27-8801

令和5年6月5日作成

令和5年7月5日更新